

## 動物と暮らしていくために大切なこと

### ～愛情はたっぷりと責任はしっかりと～



ペットを飼うには、ペットが安全・安心、幸せで暮らせるよう十分に配慮することが必要ですが、周囲に迷惑をかけないように飼い主として責任を持って管理することも求められます。

最近、ペットに関する苦情も寄せられており、その多くはフン・尿や鳴き声に関するものです。これらは飼い主が責任を持って飼うことで減らすことができます。ペットとの生活にも飼い主として守るべきルールやマナーがあります。ペットにもご近所にも優しい飼い主になりましょう。

#### 《主な苦情》

- ・庭にフン・尿をされて困る
- ・犬や猫が庭に入ってきて困る
- ・鳴き声がうるさい など

### 犬のペットマナー

#### ①フン・尿の後始末は必ずしましょう。

トイレは散歩前にさせましょう。散歩中にしてしまったフンは必ず持ち帰り、尿はペットボトル等で持参した水で洗い流してください。

#### ②犬の放し飼いは禁止されています。

放し飼いにすると人を咬む、他人の庭や畑を荒らすなどの問題が生じます。また、交通事故により犬自身も犠牲になることがあります。

#### ③むだ吠えをさせないようにしつけましょう。

鳴き声が近隣の迷惑になることがあります。根気よくしつけ直すことで改善される場合がありますが、病気等のため鳴き続けることもあります。しつけが難しい場合はしつけ教室なども利用しましょう。

### 猫のペットマナー

#### ①猫は室内で飼いましょう。

猫を屋外で飼うと近隣にフン・尿などで迷惑をかけることがあります。屋外に出す場合は必ず自宅でトイレをさせるようしつけてください。また、屋内なら病気への感染、交通事故などの危険を避けることもできます。

#### ②避妊・去勢手術をしましょう。

屋外に出してしまう場合は、必ず避妊・去勢手術を受けさせましょう。雌猫は1年間に2～4回出産し、すぐに増えてしまいます。千葉県でも年間2800頭（平成25年度）もの猫が殺処分されています。避妊・去勢手術を行い、不幸な命を増やさないことが重要です。

#### ③名札をつけましょう。

不意に屋外に出て迷子になると、野良猫と区別が付かなくなります。普段から名札等をつけるようにしましょう。

### もしも・・・

『どうしても飼えなくなってしまったら・・・』

『自分の家の敷地に子犬・子猫が捨てられていたら・・・』

まずは、動物愛護センターまたは香取健康福祉センター（保健所）へご相談ください。

#### ●お問い合わせ

千葉県動物愛護センター ☎ 0476-93-5711

香取健康福祉センター（保健所） ☎ 52-9161